

# 島根県大規模行為景観形成基準

(平成4年6月16日島根県告示第599号)

ふるさと島根の景観づくり条例（平成3年島根県条例第34号）第15条第1項の規定により、島根県大規模行為景観形成基準を次のように定めたので、同条第3項において準用する同条例第7条第8項の規定により告示する。

## 島根県大規模行為景観形成基準

### 一 基本的事項

- 1 地域の個性及び特性を尊重しながら、周辺の景観との調和に配慮し、魅力ある景観の形成を図ること。
- 2 大規模行為の計画地（以下「行為地」という。）について、市町村が定めた景観形成に関する条例、要綱又は景観形成計画がある場合は、これらの内容に沿ったものとする。

### 二 共通事項

- 1 行為地の選定に当たって、景観形成上重要な地域の良い景観を損なうことのないよう、かつ、主要な展望地からの眺望の妨げにならないよう、特に配慮すること。
- 2 行為地内に複数の建築物、工作物及び屋外駐車場等を設ける場合には、施設間の調和に配慮すること。
- 3 行為の期間中は、敷地周囲の緑化や工事塀等による修景に工夫するとともに、周囲の道路からの遮へいに努めること。

### 三 個別的事項

#### 1 大規模建築物の新築、増築、改築、移転若しくは撤去又は外観の変更

##### イ 位置

- (1) 行為地が歴史的建造物等の優れた景観資源に近接する場合は、その保全に配慮した位置とすること。
- (2) 行為地が主要幹線道路又は景勝地等に通じる主要道路等に接する場合は、できる限り当該道路等から後退した位置とすること。
- (3) 行為地が山稜<sup>りょう</sup>の近傍にある場合は、稜線<sup>りょう</sup>を乱さないよう、できる限り尾根から低い位置とすること。

##### ロ 規模

景観形成上重要な地域においては、主要な展望地からの眺望を著しく妨げることのないよう配慮すること。

##### ハ 形態

- (1) 地域の景観と調和するよう配慮すること。
- (2) 周辺に圧迫感を与えないよう工夫すること。

##### ニ 意匠

- (1) 地域の景観と調和するよう配慮すること。

- (2) 建築物の屋外階段、壁面設備及び屋上設備は、当該建築物との一体性を確保するよう配慮すること。ただし、やむを得ない場合には、主要な展望地又は道路からできる限り見えない位置に設置すること。
- (3) 建築物に設置する看板及び広告塔は、必要最小限の大きさ及び設置箇所数にとどめるとともに、建築物及び周辺の景観との調和に配慮すること。

#### ホ 色彩

- (1) けばけばしい色彩はできる限り避け、落ち着いた色彩を基調とし、周辺の景観との調和に配慮すること。
- (2) 敷地内の屋外設備、工作物等の色彩は、大規模建築物本体及び周辺の景観との調和に配慮すること。

#### ヘ 素材

- (1) 地域の優れた景観を特徴づける素材の活用に配慮すること。
- (2) 外壁等の材質は、できる限り耐久性に優れ、維持管理の容易なものとする。

#### ト 敷地の緑化

- (1) 敷地内はできる限り緑化し、かつ、敷地の境界を囲う場合には、生け垣等の植栽に努めること。
- (2) 樹姿又は樹勢が優れた既存の樹木がある場合には、修景に生かすよう配慮すること。

#### チ その他

- (1) 屋外駐車場は、できる限り出入口を限定するとともに、生け垣、塀、柵等を設け、安全上支障のない範囲で道路から直接見通せないよう配慮すること。
- (2) 屋外照明は、過剰な光量とならないよう配慮すること。
- (3) 空気調和設備等の屋外機及びバルコニーの物干し金物の位置を工夫すること。
- (4) アンテナを共同化するよう努めること。

## 2 大規模工作物の新築、増築、改築、移転若しくは撤去又は外観の変更

#### イ 位置

- (1) 行為地が歴史的建造物等の優れた景観資源に近接する場合は、その保全に配慮した位置とすること。
- (2) 行為地が主要幹線道路又は景勝地等に通じる主要道路等に接する場合は、できる限り当該道路等から後退した位置とすること。
- (3) 行為地が山稜の近傍にある場合は、稜線を乱さないよう、できる限り尾根から低い位置とすること。

#### ロ 規模

景観形成上重要な地域においては、主要な展望地からの眺望を著しく妨げることのないよう配慮すること。

#### ハ 形態

周辺の景観と調和するよう配慮すること。

#### ニ 意匠

周辺の景観との調和に配慮し、全体としてまとまりのある意匠を工夫すること。

#### ホ 色彩

けばけばしい色彩はできる限り避け、落ち着いた色彩を基調とし、周辺の景観との調和に配慮すること。

#### ヘ 素材

- (1) 地域の優れた景観を特徴づける素材の活用に配慮すること。
- (2) 材質は、できる限り耐久性に優れ、維持管理の容易なものとする。

ト 敷地の緑化

- (1) 敷地内はできる限り緑化するとともに、敷地の境界を囲う場合には、生け垣等の植栽に努めること。
- (2) 樹姿又は樹勢が優れた既存の樹木がある場合には、修景に生かすよう配慮すること。

### 3 屋外における物品の集積又は貯蔵

イ 集積又は貯蔵の方法

- (1) 主要な展望地及び道路等の公共用地からできる限り見えない方法を工夫すること。
- (2) 適切な集積又は貯蔵に努めること。

ロ 遮へい

- (1) 敷地外からの出入口は、できる限り限定すること。
- (2) 敷地周囲の緑化に努める等周囲の道路等からの遮へいに配慮すること。

### 4 鉱物の掘採又は土石等の採取

イ 遮へい

- (1) 敷地外からの出入口は、できる限り限定すること。
- (2) 敷地周囲の緑化等により周囲の道路等からの遮へい措置を講じること。

ロ 事後の措置

- (1) 長大な法面<sup>のり</sup>又は擁壁を生じないように配慮すること。ただし、やむを得ない場合には、次のことを工夫すること。
  - (i) 法面<sup>のり</sup>は、緑化可能な勾配<sup>こうぱい</sup>とすること。
  - (ii) 擁壁は、周辺の景観と調和した形態及び素材とすること。
- (2) 行為を終了した所から速やかに自然植生と調和した緑化等により修景を行うこと。

ハ その他

主要な展望地及び道路等の公共用地から掘採又は採取の場所ができる限り見えないよう、掘採又は採取の方法を工夫すること。

### 5 土地の区画形質の変更

イ 変更後の形状

- (1) 長大な法面<sup>のり</sup>又は擁壁を生じないように配慮すること。ただし、やむを得ない場合には、次のことを工夫すること。
  - (i) 法面<sup>のり</sup>は、緑化可能な勾配<sup>こうぱい</sup>とすること。
  - (ii) 擁壁は、周辺の景観と調和した形態及び素材とすること。
- (2) 行為終了後においては、土地の不整形な分割又は細分化は避けること。

ロ 緑化

行為を終了した箇所から速やかに自然植生と調和した緑化等により修景を行うこと。

ハ その他

埋立て又は干拓に当たっては、護岸、堤防等は、周辺の景観と調和するよう形態、素材等を工夫すること。